

株式会社寿商会（以下「甲」という）は、甲が提供するソフトウェア「MigrationMaster」（以下「本ソフトウェア製品」という）の使用について、使用いただくお客様（以下「乙」という）に対し、以下の条項に基づき、非独占、非譲渡性の使用権を許諾するものとします。乙が本ソフトウェア製品をインストールした時点で、乙は本契約の全ての条項に同意したものとみなされます。

#### 第1条（定義）

1. 本ソフトウェア製品とは、本媒体または提供されたファイルに含まれるコンピュータプログラム、ドキュメントおよびその他全てのファイル類を指し、甲が指定する特定のサービスを通じて提供される可能性のある本ソフトウェア製品の改良版を含みます。
2. 「使用」とは、本ソフトウェア製品をコンピュータの記憶装置もしくはメモリーに搭載し、またはCPUで実行することをいいます。
3. 「インストール」とは、本ソフトウェア製品をハードディスクドライブまたは同類の保管装置に実行可能な形態でコピーすることをいいます。
4. 乙は、本ソフトウェア製品をインストールするにあたり、Claris International Inc. が定めるライセンス条項を遵守し、契約終了時におけるインストール解除等の法的要件を適切に履行することを承諾するものとします。

#### 第2条（知的財産権および所有権）

1. 甲は、オリジナルまたはコピーの形態を問わず、本ソフトウェア製品を記録する媒体、およびその後に作成された全ての本ソフトウェア製品のコピーについて、著作権を含む一切の知的財産権および所有権を保持します。
2. 甲は、乙に対し、本ソフトウェア製品に対するいかなる権利も譲渡しません。

#### 第3条（使用許諾条件）

1. 本ソフトウェア製品には「Pro」と「Standard」があり、それぞれの許諾範囲は以下の通りとします。  
Standard：乙自身の業務における利用に限定され、次条に定める再配布は認められません。  
Pro：次条の規定に基づき、Runtime版（以下「配布用ソフト」という）を第三者へ配布する権利が含まれます。
2. トライアル版の利用：乙が本ソフトウェア製品のトライアル版（以下「トライアル版」という）を使用する場合、その使用権は本ソフトウェア製品の評価・検討の目的に限定され、使用期間はインストール後45日間に制限されるものとします。乙は期間終了後、速やかに本ソフトウェア製品を消去するか、正規ライセンスを購入するものとします。
3. トライアル版の免責および制限：トライアル版については、第4条に定める再配布は認められず、実業務への本格的な導入も推奨されません。また、トライアル版に関する導入・操作サポートは原則として提供されず、使用によって生じたデータの不具合等に関しても、甲は一切の責任を負わないものとします。
4. 本ソフトウェア製品のサポートおよび動作保証は、日本語環境での利用に限定されるものとします。

#### 第4条（登録事項の変更）

1. 乙は、Proライセンスを保有する場合に限り、本ソフトウェア製品を用いて作成した配布用ソフトを第三者（以下「顧客」という）に対して配布することができます。この場合を除き、甲の文書による事前の承諾なくして、本ソフトウェア製品の全部または一部の譲渡・販売・転貸等を行うことはできません。
2. 前項に基づき乙が配布用ソフトを顧客に提供する場合、乙は当該顧客に対し、本契約と同等の禁止事項（リバースエンジニアリングの禁止等）を遵守させる義務を負うものとします。
3. 乙は、本ソフトウェア製品の全部または一部の改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等を行うことはできません。
4. 乙は、本ソフトウェア製品に表示されている、またはその動作時に表示される著作権表示や商標登録等を除去し、または視認困難にすることはできません。
5. 乙は、本ソフトウェア製品に含まれるマニュアルを、甲の事前の承認なく、媒体を問わずコピーすることはできません。

#### 第5条（保証の範囲と責任およびサポート）

1. 甲は、本ソフトウェア製品が乙の保有する動作環境において全て正常に動作することを保証するものではありません。また、FileMaker Server、FileMaker Go、各種ブラウザ等の将来のバージョンでの動作を保証するものではありません。
2. 甲は、本ソフトウェア製品の機能および品質が、乙の特定の目的に適合することを保証するものではありません。
3. 乙が第4条第1項に基づき顧客に提供した配布用ソフトに関する操作説明、不具合対応、その他のテクニカルサポートの一切については、乙が自らの責任と費用において実施するものとし、甲は乙の顧客に対して直接のサポートを提供する義務を負わないものとします。
4. 甲は、本ソフトウェア製品の使用不能、または使用から生じるいかなる損害（データの消失、業務の中断、逸失利益等）に関して、一切の責任を負わないものとします。

#### 第6条（契約の期間と終了）

1. 本契約は、乙が本ソフトウェア製品をインストールした日より発効するものとします。
2. 乙は、入手した本ソフトウェア製品およびその複製物を破棄することにより、本契約をいつでも解約することができます。
3. 甲は、乙が本契約のいずれかの条項に違反したと判断した場合、乙への事前の通知なしに本契約を解約することができます。この場合、乙は直ちに本ソフトウェア製品（配布用ソフトを含む）を自らの負担で消去または破棄し、甲から要請があった場合はその事実を証明する文書を甲に提出するものとします。

#### 第7条（一般条項）

1. 輸出制限：乙は、日本国およびアメリカ合衆国の輸出管理に関する法令等に反して、本ソフトウェア製品を輸出または再輸出してはなりません。
2. 準拠法：本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
3. 管轄裁判所：本契約に関して紛争が生じた場合は、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
4. 本契約の一部が法律に適合せず無効とされた場合でも、残りの条項の効力はこれら影響を受けないものとします。